

介護保険法の一部改正(平成30年4月1日付)に基づく条例制定・一部改正のイメージ

条例	サービスの対象	人員・設備・運営基準等の条例化	【日常生活の継続】				【認知症対策】		【安心・適正化】		
			①1の居室の定員	②入浴	③廊下幅	④特別避難階段	⑤認知症対応型共同生活介護の共同生活住居の数	⑥共用型認知症対応型通所介護の事業者要件	⑦暴力団の排除	⑧記録の保存	⑨身体的拘束等に係る研修の機会の確保
			国基準省令	独自基準(右記以外は国基準省令どおり)	原則1人。例外2人	1週間に2回以上、入浴又は清しき(従来型施設)	片廊下1.8m以上中廊下2.7m以上(従来型施設)	居室等を3階以上の階に設ける場合は、特別避難階段の設置が必要	共同生活住居の数は1又は2	指定居宅サービス事業等について3年以上の経験を有する者	基準なし
一部改正	柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例(介)	在宅系サービス(ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ等) ※共生型居宅サービス事業者・共生型介護予防サービス事業者の特例に対応する一部改正が必要		○	○				○	○	○
	柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例(介)			○	○				○	○	○
	柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例(介)	地域・少人数サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能・グループホーム・指定地域密着型介護老人福祉施設等) ※共生型地域密着型サービス事業者の特例に対応する一部改正が必要	○	○			○	○	○	○	○
	柏市指定地域密着型介護予防サービス事業人員等基準等条例(介)	地域・少人数サービス(小規模多機能・グループホーム等) ※共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例に対応する一部改正が必要					○	○	○	○	○
柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例(介)	ケアプランの作成							○	○		
指定介護予防支援等事業人員等基準等条例(介)								○	○		
柏市養護老人ホーム設備運営基準条例(老)	住居の提供・社会復帰の支援		○							○	
柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例(老)	入所サービス(指定介護老人福祉施設・指定地域密着型介護老人福祉施設)	○	○	○	○					○	
柏市軽費老人ホーム設備運営基準条例(老)(社)	住居の提供									○	
柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例(介)	入所サービス(特別養護老人ホーム)	○	○	○					○	○	
柏市介護老人保健施設人員等基準条例(介)	入所サービス(リハビリを目的とした施設)		○						○	○	
新規制定	柏市介護医療院人員等基準条例(仮)(介)	入所サービス(主として長期にわたり療養が必要である者向けの施設) ※新規制定が必要		○						○	○

(老):老人福祉法  
(社):社会福祉法  
(介):介護保険法